

JECCが「ESGリース促進事業」 指定リース事業者に採択されました

脱炭素社会に向けた

ESGリースの取り扱いを開始

環境省では、脱炭素社会の構築に向けたESGリース促進事業（令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金）を実施しています。

ESGリース促進事業は、脱炭素機器のリース料低減を通じて、ESG要素を考慮した取り組みを促進し、サプライチェーン全体での脱炭素化に貢献する中小企業を支援するものです。

この度、JECCは環境省よりESGリース促進事業の指定事業者に採択され、ESGリースの取り扱いを開始しました。

総リース料の

1～4%の補助金を交付

ESGリース促進事業では、中小企業等（以下、ユーザー）が脱炭素機器をリースにより導入した場合に、当初リース契約期間の総リース料（消費税及び再リース料を除く）の1～4%の補助金が指定リース事業者に対して交付され、ユーザーのリース料負担がその分軽減されます。さらにESG要素を考慮した優良な取り組みには1%の上乗せがあります（予算額：14億円）。

補助金申請は環境省から指定を受けた指定リース事業

者が行うため、ユーザーでは補助金申請の手続きは必要ありません。補助金制度の利用を希望するユーザーは、リース物件の補助対象機器の基準適合確認資料を添付したESGリース促進事業補助金利用申込書を指定リース事業者に提出する必要があります。

補助金の対象となる

ユーザー・リース契約

補助金制度の対象となるユーザーは中小企業等で、サプライチェーン上の脱炭素化に資するESG要素を考慮した取り組みを行っている先です。

そして、対象となるリース契約については、環境省が定める基準を満たす脱炭素機器に係る契約であること、リース期間中の途中解約または解除が原則できない契約であること、解約可能であるオペレーティングリースを除くリース取引であること、リース期間が法定耐用年数の70%以上の契約であること等の要件があります。

補助金のスケジュールは、補助金交付申請書類の受付期限が2022年3月7日、補助金実績報告書類の受付期限が2022年3月17日であり、補助対象機器の借受証が2022年3月15日までに発行される見込みであることとされています。

現地作業はすべてお任せ！

オンサイトデータ消去サービス

アンラック・解体サービス

撤去・引取サービス

フィールドサービス

現状復帰サービス

設置・設定サービス

オフィス移転サービス

ご用命は
こちらまで！

JECCグループ デジタルリユース株式会社 フィールドビジネス課 ☎ 03-5740-8312 ✉ sales_fb@digital-reuse.com